

平成21年度第2回 愛知県都市計画審議会

と き 平成22年2月5日(金)午後1時

ところ 愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 お待たせいたしました。ただいまから平成21年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、当審議会委員の方々の異動につきましてご報告を申し上げます。

昨年11月18日に、愛知県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定します学識経験委員のうち7名の方々が任期満了となりましたが、松井委員、山田委員、山本委員、堀越委員、後藤委員、竹谷委員の6名の方々につきましては、引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員をご紹介します。

経済の分野の学識経験委員として任命された名古屋大学大学院教授の黒田達朗委員でございます。

【委員(名古屋大学大学院教授 黒田達朗)】 黒田です。よろしく願いいたします。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 また、愛知県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に規定する関係行政機関の職員として委員をお願いしております愛知県警察本部長の河邊有二委員でございます。本日は代理出席をいただいております。

【代理委員(愛知県警察本部交通規制課長 寺崎信夫)】 交通規制課長の寺崎と申します。よろしく願いします。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 ところで、都市計画審議会運営規程第3条第1項の規定により、会長の任期は委員の任期とするとされております。したがって、昨年の松井委員の任期満了に伴い、会長職が現在、空席となっております。そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、吉田委員をお願いいたします。

吉田委員につきましては、昨年11月に愛知県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長から会長職務代理者としての指名を受けております。

なお、本日の会議は2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは、吉田委員、よろしくお願いいたします。

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 ただいまご紹介をいただきました吉田でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、堀越哲美委員、高木ひろし委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。会長の選出方法を事務局から説明してください。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に配付いたしました当審議会の条例及び運営規程の抜粋をご覧くださいと思います。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから、委員の皆様の選挙により定めると規定されてございます。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験委員のうち、有効投票の最多数を得た者を会長とする選挙による方法が定められております。次に、第2条第3項において、委員の皆様にご異議がなければ、第1項の選挙につきまして指名推選の方法、つまり、委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 ただいま事務局から会長の選出方法について説明がございました。

そこで、今回の会長選挙の方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。

会長選出の方法につきまして、ご意見はございますでしょうか。

鈴木愿委員。

【委員(愛知県議会議員 鈴木 愿)】 私は、先ほど説明のありました指名推選の方法により会長候補を推薦して決めることにしたらいかかだと思います。ご提案申し上げます。

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 ただいま鈴木委員から指名推選の方法を採用したらどうかのご発言がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 他にご意見もないようですので、会長選出については指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 ありがとうございます。

ご異議ないと認めまして、指名推選の方法をもって会長選出を行うことといたします。

会長選出に当たり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 ご紹介いたします。学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

都市計画の分野から、名城大学教授、松井委員、土木の分野から、名古屋大学大学院教授、山田健太郎委員、法律の分野から、名古屋文理大学教授、山本和子委員、経済の分野から、名古屋大学大学院教授、黒田達朗委員、建築の分野から、名古屋工業大学大学院教授、堀越哲美委員、環境衛生の分野から、椋山女学園大学教授、後藤節子委員。本日は欠席でございます。住居の分野から、名古屋経営短期大学教授、志水暎子委員、農業の分野から、名古屋大学名誉教授、竹谷裕之委員でございますが、本日は欠席でございます。

以上でございます。

【会長職務代理者(愛知県議会議員 吉田真人)】 それでは、どなたか会長候補を推薦していただけますか。

山本委員、どうぞご発言ください。

【委員(名古屋文理大学教授 山本和子)】 私は、松井寛委員を推薦したいと思います。

松井委員は、先ほどご紹介にありましたように、都市計画の専門家でいらっしゃいまして、多くの実績を積み重ねられておられます。そして、当審議会では平成13年10月より審議会委員と、そして平成16年2月よりは会長として調査、審議にご尽力されておられます。平成22年度には、都市計画審議会におきましても都市計画の見直しの最終年度に当たりまして、大変重要な区域の再編等の議題がございます。こういう時期におきましては、松井委員の長年の実績というものに、そのリーダーシップにぜひ頼らなければならないというように考えておりますし、今まで松井委員と色々な、この審議会、その他の会議でもご一緒しまして、松井委員の公正な判断力には信頼がおけると私は存じておりますので、ぜ

ひ松井委員を審議会の会長にということで推薦したいと思います。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 吉田真人）】 ありがとうございます。

ただいま山本委員から松井寛委員を会長候補とするのご発言をいただきましたが、いかがでございましょうか。ほかに推薦はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 吉田真人）】 他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に松井寛委員を選出することとしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 吉田真人）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を松井寛委員にお願いすることといたします。

松井委員におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

これもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 ありがとうございます。

ただいま松井委員が会長に選出されました。松井会長、議長席にご移動をお願いいたします。

それでは、松井会長からごあいさつをよろしく願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいま会長に選出いただきました松井でございます。会長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は平成16年から会長職を務めさせていただいておりますけれども、多分これが最後の務めになるかというふうに考えております。なお一層緊張感を持って誠実に務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

先ほどお話がございましたように、今、愛知県の都市計画は40年ぶりと言われる都市計画区域の大幅な再編、並びにそれにかかわる都市計画の見直し作業を進めているところでございまして、平成22年が最終年度になります。そういう面で、この審議会の役割も非常に大きいというふうに考えておりますので、皆様方のご協力とご支援をいただきながら誠実に務めさせていただきたいというふうに思っております。ご協力よろしく願い申し上げます。

それでは、早速会議を進めさせていただきます。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、山田健太郎委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、山田健太郎委員、堀越哲美委員、後藤節子委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、山田健太郎委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、本日は都市計画の見直しと西知多道路について委員の皆様にご報告がございますので、よろしく願いいたします。

県当局からご報告をお願いいたします。

【都市計画課長 柴田伸治】 都市計画課長の柴田でございます。よろしく願いいたします。

本日は、現在、愛知県が進めております都市計画の見直しの概要と今の状況について。それから、昨年の7月に当審議会におきまして環境影響評価の調査専門部会が設置されました西知多道路について、都市計画と環境影響評価の手続をあわせて進めておりますが、その現在の状況を報告させていただきます。

まず初めに、都市計画の見直しについてでございます。資料といたしまして、報告事項と記載された資料の3枚目、A3のカラー刷りの資料1と、それから、パンフレットの資料2-1から2-6、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン、青地のパンフレットでございますけれども、それと資料3-1から資料3-6に区域区分、いわゆる線引きに関する素案の概要版を6つの都市計画区域ごとに作成しておりますので、参考に添付させていただいております。

それでは、A3のカラー刷りの資料1をご覧ください。

本県では人口の減少、超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化、市町村合併の進展、また、環境問題の広まりに伴って、様々な問題が出てくる、こうした様々な変化に対応するため、都市計画区域の再編をはじめとした都市計画の見直しを進めております。

これまで、2のスケジュールにありますように、平成18年度から19年度にかけて県民の皆様にご意見を伺いながら本県の「新しい都市計画の基本的方針」を作成いたしました。この基本的方針では、都市の望ましい将来像と都市づくりの基本的な方向性、都市計画区域の再編、それから今後の土地利用の方針等を示しております。

これを踏まえまして、市町村と連携しながら具体の都市計画の素案を作成しまして、関係機関との調整を行ってまいりました。昨年の秋には、根幹的な都市計画となります都市計画区域のマスタープラン並びに区域区分につきまして、都市計画の素案を作成、公表いたしまして、11月から12月にかけて公聴会を開催いたしました。公聴会の開催に当たりまして、10月9日から10月23日までの2週間、素案を閲覧いたしましたところ、延べ241名の閲覧者がございました。

公聴会は、再編しますそれぞれの都市計画区域ごとに開催する予定としておりましたが、公述申立書の提出による公述希望者が2つの都市計画区域のみでございましたので、結果的に東三河と尾張都市計画区域で開催をいたしました。現在、公聴会における意見も踏まえまして、都市計画の案を作成中でございます。この後、国同意の事前協議、案の縦覧、それから、この都市計画審議会への付議などの都市計画の手続を進めてまいります。

それでは、都市計画区域の再編につきまして説明させていただきます。

都市計画区域でございますが、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域として、都道府県が指定するものでございます。愛知県の都市計画区域は、現在、3の都市計画区域の再編案に示された左側の図のように、20の区域となっております。これは、昭和44年にそれまでの52の区域を19の広域都市計画区域に再編しました。その後、平成6年に豊田市の旧藤岡町を追加いたしまして、現在の20区域となっておりますところでございます。

前回の再編から約40年が経過する中で、社会経済活動だけでなく、県民の皆様が日常活動する生活圏も非常に拡大してまいりました。また、最近の市町村合併の進展に伴いまして、豊田市のように1つの市に2つの都市計画区域が存在するという状況にもなってきました。したがって、都市計画をより広域的な見地から効果的に運用できるよう、また、一体の区域として適正な規模、範囲となるよう都市計画区域を再編することとしたものでございます。

再編に当たりまして、地域の歴史的なつながりとか、日常生活圏、あるいは公共サービス圏などを調査し検討してまいりました。その中でも、これからの少子高齢社会の到来を踏まえまして、人々の生活に密接に関連する医療、福祉サービスをはじめとします公共サービスの圏域に着目いたしました。こうした公共サービスの圏域をなるべく分割しないような形ということで、右側の図のように6つの区域を設定したところでございます。なお、西三河都市計画区域でございますが、現在工事が進められております新東名高速道路

のインターチェンジが都市計画の区域の外であります旧額田町地内、今は岡崎市であります。インター開設に伴います周辺への開発圧力に適切に対応するために、今回の再編にあわせてインターチェンジ周辺を新たに都市計画区域に編入することとしております。

次に、4の都市計画区域マスタープランについてご説明いたします。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに県が広域的な見地から都市の将来像や都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。項目としては、1つ目に都市計画の目標、2つ目に区域区分の有無と区域区分を定める際の方針、3つ目に土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めることとなっております。

この都市計画区域マスタープランは、都市計画決定を予定しております平成22年を基準年次として、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めております。なお、市街化区域の規模などは、10年後の平成32年を目標年次としております。

都市計画の目標につきましては、人口減少、超高齢社会の到来、環境問題の広まりなど、そういった社会情勢の変化を踏まえまして、まちなかでの居住、都市機能の集積、それから総合的な治水対策などによります集約型都市構造への転換や、環境負荷が小さく、防災性の高い都市づくりを今後の都市づくりの基本的な考え方としております。

また、区域区分については、引き続きすべての都市計画区域で定めることとしております。市街化区域への随時編入でございますが、従来は住宅系市街地のみとしておりましたが、本県の産業動向等にも的確に対応するため、工業系市街地についても随時編入を可能としております。

次に、5の区域区分、いわゆる線引きの見直しでございます。

今回の見直しでは、土地区画整理事業など市街地整備の見通しが確実になった地区、あるいは公有水面埋め立てが竣功した地区、開発許可による市街地など、本県全体で18市9町1村の58地区、約446haを市街化区域に編入することとしております。都市計画区域別では、名古屋都市計画区域の8地区、21haをはじめ、それぞれ表の内訳どおり市街化区域編入を行うこととしております。その具体的な地区につきましては、お手元の緑色がベースのパンフレット、資料3 1から3 6をそれぞれ開いていただければ、図面でご確認いただけます。

今回の都市計画の見直しにつきましては、今ご説明いたしました都市計画区域、都市計

画区域マスタープラン、区域区分のほかに、用途地域をはじめとします地域地区、それから、道路、公園などの都市施設などほとんどすべての都市計画に関連する変更がございます。平成22年度に予定しています都市計画審議会において、非常に多くの議案をご審議していただくこととなります。本県の都市計画につきまして、委員の皆様引き続きご指導、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、西知多道路についてでございますが、都市計画とあわせて進めております環境影響評価の現状につきまして、ご報告申し上げます。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 都市計画課主幹、村澤でございます。

これより西知多道路の現状についてご報告いたします。パンフレットをお配りしてございますけれども、その内容につきましては主に正面モニターを使って説明いたします。

まず初めに、都市計画案を作成するための基本方針(案)についてご説明します。お手元の資料では、表紙が青文字で西知多道路都市計画案を作成するための基本方針(案)と書かれた資料となります。

初めに、西知多道路はどのような道路でどういう役割があるのかなど、その性格についてご説明します。

西知多道路は、東海市から常滑市に至る延長約19kmの自動車専用道路で、全線が地域高規格道路の調査区間に指定されています。地域高規格道路とは、東名・名神高速道路のような高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港、港湾などの広域交通拠点等と連結し、生活と産業を支える規格の高い道路で、名古屋高速道路や知多横断道路などがそれに当たります。

続きまして、西知多道路が位置する知多地域の概況や課題についてご説明します。

知多地域は、ここ10年以上の期間、愛知県全体よりも高い伸び率で人口が増加しております。また、産業についても成長を続けており、製造品出荷額を見ると、都道府県で全国1位である本県の伸び率よりも高い伸びで増加しています。

このような知多地域では、道路交通に関するさまざま課題を有しており、大きく分けるとおおむね次の3つの課題があると考えております。

1つ目の課題としては、地域の成長と交通渋滞です。先ほど述べましたとおり、高い伸び率で成長していることもあり、特に交通が集中する北部地域で慢性的な交通渋滞を引き起こしています。画面の写真は、現在の西知多産業道路の渋滞状況写真です。このような渋滞への対応が必要となっております。

2つ目の課題は、災害への備えです。図示のとおり、知多地域は東海地震や東南海地震の被害が想定される地域となっています。これら震災時への備えとして、緊急車両の通行や支援物資の輸送を安全に行うための緊急輸送道路の確保が必要となっています。

3つ目の課題は、空港需要と物流交通への対応です。空港を中心とした自動車による広域的な物流需要に対応するためのアクセス強化が必要となっています。

次に、西知多道路の整備効果についてご説明します。

西知多道路の整備により、これら3つの課題を緩和、解消することが期待できると考えています。地域の交通渋滞については、地域の生活交通と通過交通が分離でき、通過交通の市街地への流入防止が図られ、大幅な渋滞緩和が期待されます。災害への備えについては、知多方面への主要ルートが知多半島道路と合わせて2本となるなど、災害時における輸送路が充実されます。空港需要と物流交通への対応については、中部国際空港及び知多地域と高速道路網との結びつきが強くなり、広域的な物流機能の向上と地域産業の活性化、空港利用者の利便性の向上が期待されます。

以上のような整備効果が期待されることから、愛知県では西知多道路の整備推進を図るべく、平成19年10月からパブリックインボルブメント手法(P I)を取り入れた概略計画づくりを進めてまいりました。

次に、その概要についてご説明します。

西知多道路のP Iでは、計画のたたき台の公表、ご意見への回答、概略計画の作成の3つのステップを経て、250m幅の概略計画を作成してまいりました。

ステップ1の計画のたたき台の公表では、西知多道路のルートの約2kmの範囲で示しました。また、このたたき台について説明会やオープンハウスを開催するとともに、各種アンケート調査を行い、さまざまなご意見を聴取しました。

ステップ2のご意見への回答では、寄せられた各種ご意見を取りまとめるとともに、これらのご意見を参考に概略計画の作成に向けた配慮事項としてまとめました。この概略計画の作成に向けた配慮事項では、ルートや構造をどのようにするのか、環境対策はどうするのかなどについて、その概念をお示ししました。

ステップ3の概略計画の作成では、配慮事項に基づき概略計画の方向性を提示した後に、概略計画を取りまとめ、公表しました。この内容については、画面のほかに、お手元に別添資料として配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。概略計画の方向性では、北部区間、南部区間おのおので複数のルート、構造案を作成し、コストや機能、環境

面など総合的な観点からこれら複数案を比較検討し、北部区間では現道拡幅の6車線化案、南部区間では内陸のバイパス案を概略計画の方向性として選定しました。また、概略計画の公表では、約250m幅のルート帯、設計速度、車線数、標準的な構造などを定め、平成21年7月に西知多広報誌第6号に掲載し、公表しました。

西知多道路のP Iは、平成19年10月から手続に着手し、平成21年7月の概略計画の公表まで、約2年間の歳月をかけ、多くの方々からのご意見を聞きながら進めてまいりました。これまでに東海市、知多市、常滑市で説明会、オープンハウスを合計4回、17会場で開催し、約2,500人の方々にご来場いただきました。また、各種アンケートなども行い、延べ約3,800人の方々からご意見をいただきました。このように、西知多道路の概略計画は、計画の初期段階から多くの方々からのご意見を伺いながら作成されたものとなっています。

続きまして、西知多道路の都市計画案を作成するための基本方針(案)についてご説明します。

西知多道路の都市計画案を作成するための基本方針(案)とは、今後取りまとめる都市計画案を作成するため、基本的な事項をまとめたものであります。これから、その概要について簡単にご説明いたします。

基本方針(案)では、都市計画道路の名称、都市計画決定権者の名称、道路の位置、延長、車線数、主な構造形式、設計速度のほか、主なルート及び連結位置を定めています。

道路の位置は図示のとおりで、起点は東海市新宝町付近、終点は常滑市字耳切付近であります。道路の延長は約19kmで、うち北部区間、現在の西知多産業道路の区間でございますが、約9km、南側のバイパスの区間が約10kmとなっています。車線数及び構造は北部区間が6車線で主に地表式、南部区間が4車線で主にかさ上げ式となっています。その構造イメージは図示のとおりです。また、設計速度は全線80kmとなっています。

主なルートは図示のとおりで、今後路線の中心線を計画していく範囲を約250mの幅で表示しています。これは本年7月に公表した西知多道路の概略計画の内容となっております。連結位置については今回の基本方針(案)で初めてお示しするもので、その位置については、地域の利便性、接続道路の有無、周辺環境への影響、周辺の地形などを考慮し、各市のまちづくりに貢献できるよう検討し、選定しました。

具体的な位置は図示のとおりで、実線の丸印が既設インターを改良するもの、破線の丸印が新設のインターチェンジの設置位置案で、東海市内に1カ所、知多市内に3カ所、常滑市内に2カ所を選定しています。具体的な位置や構造、使い勝手等については、今後の

計画の進展にあわせてさらに検討してまいります。

以上が都市計画の案を作成するための基本方針(案)でございます。

続きまして、環境影響評価のあらましについてご説明します。お手元の資料では表紙が緑文字で、西知多道路の環境影響評価方法書のあらましと書かれた資料となります。

まず初めに、環境影響評価制度について簡単にご説明します。

環境影響の程度が著しいおそれのある事業は、法及び条例などにより事前の環境影響評価の実施が義務づけられています。西知多道路は4車線、10km以上の一般国道の改築事業に該当し、道路としての都市計画決定を伴うことから、環境影響評価法の規定に基づき、都市計画決定権者である愛知県が都市計画の決定にあわせて環境影響評価を行っていくこととなります。

続きまして、環境影響評価の流れについてご説明します。

環境影響評価は方法書、準備書、評価書の3段階に大別されます。方法書とは、どのような項目についてどのような方法で調査、予測、評価を行うかを記載した図書で、お手元のパンフレットはこの方法書の概要を示したものであります。現在はこの方法書の縦覧及び意見書の受け付けを実施している段階にあります。今後は提出された意見書や環境知事からの意見の内容を踏まえ、本格的な現地調査及び環境影響の予測、評価を行っていくこととなります。

西知多道路の方法書に記載している内容についてご説明します。画面をご覧くださいますと、西知多道路の方法書は全部で5章から成り、第1章が都市計画事業の名称、第2章が都市計画決定権者の名称、第3章が事業の目的及び内容、第4章が地域の概況、第5章が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法となっています。このうち、第1章から第3章につきましては、先ほど説明しました都市計画の基本方針(案)の内容と同一のため、ここでは説明を割愛させていただきます。

では、方法書では第4章になります、都市計画対象道路事業周辺の地域の概要について説明いたします。

対象区域では、幾つかの地点で二酸化窒素などの大気質の常時観測が行われています。画面の赤丸で図示した箇所がその観測地点になりますが、平成20年度の観測では、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質のいずれも測定で環境基準を達成しています。

次に、騒音、振動です。騒音については、画面赤丸の10の地点で一般環境騒音が測定されており、うち6地点で夜間の環境基準が達成されていない状況にあります。振動につい

ては、画面青丸の4地点で道路交通振動が測定されており、全地点で要請限度以下となっています。

次に、動植物の状況です。知多市から常滑市に至る南部地域は、クロマツ植林、畑、水田、市街地がモザイク状に分布する環境を基盤とした動植物が生息、生育しています。一方、東海市から知多市に至る北部地域は、主に工業地域と市街地から成り、比較的乏しい生態系となっています。

次に、人口、世帯数などの社会的状況についてです。東海市、知多市、常滑市の人口、世帯数は、図示のとおり、増加傾向にあります。

また、交通の特性については、東海市、知多市、常滑市における自動車利用率は、中京都市圏全体よりも高い傾向にあります。

次に、病院、学校など環境の保全が特に必要な施設の配置状況です。画面に図示のとおり、都市計画対象道路の周辺には学校や病院などが点在しています。

続きまして、方法書では第5章になります、環境影響評価項目並びに調査、予測、評価の手法についてご説明します。

環境影響評価を行う項目は、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分を表形式で明らかにすることにより示しています。縦列が影響要因の区分を、横列が環境要素を示しており、表中の丸印が選定した項目をあらわしています。影響要因とは、本事業に伴い各種環境へ影響を及ぼすおそれのある要因でありまして、工事の実施の段階と、土地または工作物の存在及び供用、いわゆる完成後の段階でおのおの想定しています。これら影響要因による影響を受けるおそれがあると思われる環境要素は、国土交通省令を参考に地域の特性を考慮しまして、二酸化窒素や騒音、振動、動物、植物、景観など19要素を選定しています。

調査項目は、予測、評価に必要な情報を得るために必要となる項目を選定しており、選定結果は、方法書のあらましに記載のとおりであります。これらの調査は既存資料調査と現地調査に大別され、方法書のあらましでは現地調査のみを実施する項目には丸印を、既存資料調査のみを実施する項目には三角印を、両方とも実施する項目については四角印を付しています。

大気質の濃度や騒音の状況、水質や動植物の状況などについて現地調査を行うこととしており、具体的な現地調査方法などについては、方法書のあらましに記載したとおりであります。

現地調査地点については、事業の特性、保全対象の配置状況、地域の代表性などを考慮して選定しています。現地調査期間については、各種マニュアル等を参考に、調査に適した時期、期間を選定し、調査項目ごとに調査期間を設定しています。具体的な調査期間は方法書のあらましに記載のとおりです。現地調査地点については、おおむね調査予定位置を調査項目ごとに凡例を設け、調査地点図に図示しています。

続きまして、予測、評価についてご説明します。

予測の手法は、予測式やシミュレーションなどにより定量的に予測するもの、フォトモンタージュ等により視覚的に予測するもの、科学的知見や類似事例を参考に予測するものの大きく3つに大別できます。

予測の手法のうち、予測式やシミュレーションなどにより定量的に予測するものとしては、二酸化窒素や騒音、振動、水質などがあります。フォトモンタージュ等により視覚的に予測するものとし、景観や日照障害などがあります。科学的知見や類似事例を参考に予測するものについては、動物、植物、生態系などがあります。

次に、評価の手法についてです。評価は調査、予測の結果をもとに行い、実行可能な範囲で回避、低減したか、必要に応じ適切な環境保全措置を行っているか、各種基準を満たしているかについて検証し、評価することとしています。

以上が環境影響評価方法書のあらましでございます。これらの方法書の内容につきましては、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会にてご審議いただいておりますので、その状況をご報告します。

西知多道路の専門部会は平成21年7月10日に開催した都市計画審議会で設置が決定され、山田健太郎名古屋大学大学院教授、後藤節子椋山女学園大学教授はじめ計8名の委員により構成されています。これまでに3回の審議を行い、第1回は平成21年7月21日に開催しまして、西知多道路の概要説明、現地調査などを行いました。第2回は平成21年8月26日に開催し、主に環境影響評価方法書素案の審議を、第3回は平成21年12月3日に開催し、主に環境影響評価方法書案の審議を行いました。

最後に、現在行っている基本方針(案)の閲覧及び公聴会の公述申立て、方法書の縦覧及び意見書の提出についてご説明します。

基本方針(案)につきましては、今後計画を具体化していくに当たり、関係する方々からご意見をお聞きするための公聴会を平成22年3月20日午後1時から開催することとしています。これに関しまして、案の閲覧を平成22年1月8日から1カ月間実施しており、公述

申し立てについても平成22年2月8日まで受け付けております。既に公述申立書が提出されておりますので、公聴会を予定どおり開催いたします。

また、環境影響評価方法書につきましても、1月8日から1カ月間縦覧を行っております。方法書について、環境保全の見地からの意見書を平成22年2月22日までの期間受け付けています。

なお、この西知多道路の基本方針(案)及び環境影響評価方法書の概要につきまして、本年1月17日に知多市民体育館大会議室にて概要説明会を開催しました。画面はその状況写真でございます。

西知多道路に関する状況報告につきましては以上でございます。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいま都市計画の見直しについてと、それから西知多道路の現在までの状況について、説明をしていただきました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、これで報告を終わらせていただきます。

本日、こちらで用意いたしました議題は以上でございますが、特に何か委員の皆さんからご発言がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたように、今後、都市計画の見直しの作業が来年度に向けて続きまして、この審議会で審議していただく案件も多くなるかと思いますが、ひとつよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、本日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 ありがとうございます。これをもちまして本日の会議を終了いたします。

(閉会 午後1時45分)